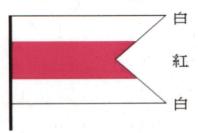
水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月14日

第七管区海上保安本部長 福本 拓也(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名 称 福岡県農林水産部
- (2) 住 所 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 福岡県宗像市沖(付図のとおり)
- (2)期 間 令和7年12月20日から 令和8年1月20日 (内3日間)
- 3 水路測量の実施方法 GNSSによる測位、音響測深機(タマヤ計測システム製TDM-BII)による測深
- 4 航行船舶に対する安全措置
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則 (昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定める標識を掲揚



(2) 七管区水路通報に掲載する。



海上保安庁(JCG)/(C) Esri Japan 海洋状況表示システムを加工して作成